

最高裁刑二第497号

令和4年7月21日

法務省刑事局刑事課長 殿

最高裁判所事務総局総務局第二課長 川瀬 孝史

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 市原 志都

音声認識システムの運用停止について（送付）

標記の運用停止について、別添のお知らせ文書を発出しましたので、参考に送付します。

令和4年7月13日

職 員 各位

最高裁判所事務総局総務局

最高裁判所事務総局刑事局

音声認識システムの運用停止について（お知らせ）

平成21年度の裁判員制度の導入に伴い、評議において、裁判員等が法廷における証言内容等を確認する必要が生じた場合に、映像、音声及び音声の認識結果をリンクさせたデータによって迅速に証言内容等を確認するためのツールとして導入し、これまで運用している音声認識システムについては、令和6会計年度中の現行機器のリース期限の到来をもって運用を停止することとしましたので、お知らせします。

なお、同システムの運用停止後は、ビデオカメラによって裁判員法65条1項に規定される映像及び音声の記録を行い、評議の場で証言内容等を確認する際にはこの記録を利用することとなります。また、同システムにより作成した音声と認識結果をリンクさせたデータについて、検察官及び弁護人の要望に基づき、裁判体の判断で便宜供与しているところ、同システムの運用停止後は、デジタル録音機で録音した音声データを提供することとなります。これらの具体的な運用については今後検討を行っていく予定です。